

自治基本条例 検証シート

◆基礎情報

制度の名称／ 自治基本条例の条	行政手続制度(第32条)	担当部課名	総務課
制度の目的 (誰に／何を／どうする)	市民の権利利益の保護に資するよう、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る。		
関係条例等	明石市行政手続条例、明石市行政手続条例施行規則、行政不服審査法、行政事件訴訟法		
制度の取組状況 (主にH30年度以降の取組を記載)			

法に基づく制度として、行政処分に不服がある市民に対する審査請求、訴訟といった権利救済の手続がある。審査請求については、計46件の請求があった（H30～R6）。処分庁（担当課）以外の職員を審理員に選任し審理を行った。なお、裁決にあたり、審理手続の適法性を含め審査庁の判断の妥当性について、外部の有識者で構成する行政不服審査会に諮問するケースが計16件あった（H30～R6）。

また、明石市行政手続条例において、行政処分に関する審査基準や標準処理期間の設定、不利益処分に対する理由の提示規則等の制定・改廃の際の意見公募手続の実施などについて規定している。令和4年度に府内通信「コンプライアンス通信」のテーマとして「行政手続制度」を掲げ、連載を行った。

取組の成果／効果	取組の課題／制度に対する考え方
審査請求や行政不服審査会について、適正に運用することにより、客觀性を担保し、市民の権利利益の保護が図られた。 また、制度の職員への周知、助言指導により、行政手続の重要性についての理解促進、意識の向上を図った。	引き続き、法律、条例の趣旨に沿った運用を行い、公正の確保、透明性の向上に努める。

検証（1）制度が社会情勢に適合しているか

制度に関連した社会情勢	左記の社会情勢の現状と制度が適合しているか	自己検証	横断的検証	市民検証
近年、全国の自治体における審査請求や訴訟において、処分そのものの違法性のみならず、手続の瑕疵を問うものが増加傾向にある。	府内通信において行政手続の重要性について周知を行うなど、職員の意識向上を図っている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

検証（2）本市にふさわしい制度か

本市は「SDGs未来安心都市・明石」の実現を目指している。 SDGsの目標の一つにも、「すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する」ことが掲げられている。 行政手続の公正・透明性の確保は、SDGsを実現するうえで不可欠な要素である。	自己検証	横断的検証	市民検証
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

検証（3）制度が条例の基本原則に適合しているか

市政運営の基本原則	市政運営の基本原則に基づいて、制度が運用されたか (右記「自己検証」で「—」を選択した場合は記載不要)	自己検証	横断的検証	市民検証
1 参画と協働に基づくこと	【補足】本制度に馴染まないため。	—	—	
2 公正で透明であること	本制度自体が、公正の確保と透明性の向上を目的としており、制度に基づく適正な運用を行っている。	○	○	
3 効果的で効率的であること	客観的な視点から審査するシステムとして機能しており、市民の権利利益の保護が図られている。	○	○	
4 施策を計画的に実施し、 実施結果について評価を行うこと	【補足】本制度に馴染まないため。	—	—	

▶ 横断的検証（庁内検証会議）コメント

【検証1】

- ・行政手続制度等の「コンプライアンス通信」については、分かりやすく記載されていた。
- ・部署によっては、職員の行政手続制度への理解や意識が希薄になりがちであるため、コンプライアンス通信等での発信や研修等も含め、行政手続について職員の意識向上に努めてほしい。

【検証3】

- ・引き続き、法律、条例の趣旨に沿った運用を行い、公正の確保、透明性の向上に努めてほしい。

自治基本条例 検証シート

行政手続制度		
平成29年度 検証報告書の内容		
1	行政処分における不服申立てなどの審査に際しては、客觀性を担保して適切に手続を行う必要がある。	審査請求については、行政不服審査法に基づき、処分庁（行政処分の担当課）以外の職員から選任する審理員（弁護士職員1名+行政職職員1名）が審理を担当しています。 更に審理員の審理手続の適法性を含め審査庁の判断の妥当性について、外部の有識者（弁護士1名+大学教授2名）で構成する行政不服審査会に諮問することで客觀性を担保しています。
2	意見公募手続においては、市民から提出された意見の内容やそれに対する行政の考え方について、広く市民に周知するとともに、意見を提出した方にはどのような対応が適切なのか、今後検討する必要がある。	頂いた意見について、類似する意見は集約したうえで市の考え方を市ホームページに記載するなど、分かりやすい情報発信を行ってまいります。
3	市民の権利保護や意見陳述の機会の保障のための手続を定めたものが行政手続法、行政手続条例である。それらの法令がカバーする範囲等について、市民には分かりにくいので、行政は分かりやすく説明していく必要がある。	市民の権利保護の手続に関する問い合わせに対しては、パンフレットを活用するなど丁寧な説明を行っています。 また、職員の意識向上を図るため府内通信を用いてその重要性について周知を図っています。
4	行政手続条例に基づく意見公募手続は、行政としての慎重さを担保する趣旨で手続的に行われてきたが、それにより市民の市政への参画意識が徐々に生まれてきたと考えられる。	市民参画にも寄与する制度として、意見公募手続などの行政手続き制度の適正な運用を引き続き行います。